

【議題資料 (c)】

「草の根・人間の安全保障無償資金協力」と日本 NGO の連携の可能性

発題：大橋正明（連携推進委員）

（特活）国際協力 NGO センター 副理事長

1. 背景

主に現地在公館が取り扱い、現地の NGO や教育機関などが受益者である日本の ODA「草の根・人間の安全保障無償」は、平成 18 年度予算が 110 億円で、日本の NGO 向けの「NGO 支援無償」の約四倍の規模となっている。このこと自体は日本の国際貢献として望ましい。しかしこの資金が現地の市民社会を通じてどのように役に立っているのか、私たち日本の NGO はほとんど知らない。一方日本の NGO は、現地の市民社会組織と協力し合って活動を行う場合が少なくない。そのため現地の市民社会の状況や、さらに現地の状況についての知見を、日本の NGO はそれなりに有している。この無償と日本の NGO が有機的な関係を結ぶことで、両者にとってよりよい状況が生まれる可能性がある。

2. 協議の目標

草の根・人間の安全保障については、すでに昨年度より、特定案件の事前調査・モニタリングが NGO にも外部委嘱され、連携のあり方の模索が始まっている。それゆえ今後こうした連携をさらに推進し、宣伝、応募、審査、資金提供、モニタリング、評価など、この無償資金協力の各プロセスに日本の NGO が適切な形で関与することを通じて、この無償資金協力が質的に向上し、かつ日本の NGO が現地市民社会や現地の状況に関する理解をより深める機会とすることを検討したい。

このために、まず以下について検討をはじめめることを外務省へ提案する。

- 1) 草の根・人間の安全保障無償の現状理解
- 2) 特定の国での現状と、日本の NGO の意見/感想のシェア

3. 論点

- ー日本 NGO が、この資金を得ることや、ドナーとして立ち回ることが目的ではないこと
- ー日本の NGO が、第三者的立場で積極的に関わる機会が、公正に創られること
- ー日本 NGO の関与に対して、適切な報酬が支払われること
- ー本無償担当者や外務省関係者の、NGO についての適切な理解が得られること （以上）

草の根・人間の安全保障無償資金協力 外部委嘱制度について（概要）

1. 制度設立の背景

草の根・人間の安全保障無償資金協力（以下草の根無償）については、平成元年度に3億円の予算規模で開始しましたが、開始以来、対象国、要請案件数、実施案件数が飛躍的に増大しています。予算規模の増大に伴い、関係業務量の増加だけではなく、より専門的な知見が求められるようになり、その執行体制の強化の必要性が痛感されています。

このような観点から、平成9年度より、草の根無償の実施に係る作業のうち、当該分野に対する専門知識を必要とする業務、及び外部に委嘱することでより一層効率的・効果的な援助が実施され、供与資金の適正執行も確保しようと判断される業務については、本制度を利用し、草の根無償案件の業務の補助的作業を委嘱できるようになりました。

2. 外部委嘱員の業務の概要（特定案件の事前調査・モニタリング）

大使館等の在外公館の草の根無償担当者等が検討することを決めた案件または実施することを決めた案件について、担当者の指示に従い、外部委嘱員は以下のような業務を行います。但し、以下にあげる業務は一例であり、在外公館により一部業務の変更はあり得ます。

（1）案件の形成に係る調査、事前調査

草の根無償案件の実施前に、当該地域の現状、問題点、援助ニーズ、当該地域あるいは分野におけるNGO等の活動状況、他ドナーの援助動向等を踏まえ、案件の形成又は実施に必要な事前調査を行います。必要に応じ、現地のサイトに行くこともあります。また、要請を行ったNGO等の団体と詳細な点も含め調整を行います。

（2）実施状況モニタリング、フォローアップ

これまで実施した案件について、現時点における実施状況のモニタリングを行い、当該案件の適正な運営を確保するとともに、以後同様の案件を発掘し、実施する場合の指針、教訓を得るためのフォローアップを実施します。

3. 外部委嘱員の性格

- （1）外部委嘱員は在外公館職員として雇用または派遣されるのではなく、草の根無償という特定の業務の中で委嘱員にできる業務を、一定期間委嘱するものです。
- （2）草の根無償は国の施策としての業務であり、政策判断（案件選定、資金の供与、どの団体と接触するか等）は在外公館の担当者が行います。
- （3）外部委嘱員は、在外公館担当者の明確な指示を受けずに業務を行うことはできません。外部委嘱員は政策判断に関わらない事前調査、報告書取り付け、モニタリング等の補助的作業のみを行います。また、外部委嘱員には案件選定、資金の供与、新規案件を検討するか否かといった政策判断をする権限はありません。
- （4）外部委嘱員は、業務上知り得たことや情報を決して対外的に明らかにしてはいけません。

4. 外部委嘱契約

- (1) 外部委嘱契約は会計年度内に開始し、会計年度内に終了します。契約期間は委嘱される業務の内容によります。
- (2) 契約額は、現地物価水準、同様の業務委嘱契約例に照らしつつ決定されます。
- (3) 日本から現地に赴く委嘱員については、滞在費、往復航空賃（エコノミークラス最短距離往復）、空港使用料、予防接種料、査証取得料等を含めた契約額を支払います。
- (4) 委嘱契約であることに鑑み、傷害保険や入国査証（ビザ）については委嘱員が手配することになります。

(了)